

◆ はじめに

1 目的

我が国では、近年、社会の成熟化に伴って良好な景観の形成に対する機運が高まりつつある。地域の良好な景観の形成は、住民の郷土愛の醸成や地域の魅力の増進や観光の振興など、さまざまな効果が期待される。

呉市においても、優れた景観の維持・保全・創出をすることにより、豊かな自然や歴史、文化が薫るまちづくりが推進され、潤いのある市民生活の創造や個性的な地域社会の実現が期待される。

呉市景観計画（以下「本計画」という。）は、景観法（平成16年法律第110号）第1条の規定に基づき、美しく風格のある呉市の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、市民生活の向上並びに市民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定めるものである。

2 用語の解説

景観法及び本計画において用いる用語について、次のとおり解説する。

景観計画区域

景観計画の対象となる区域。良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行う上で、必要かつ十分な区域を設定する必要がある。

景観づくり区域

景観計画区域の中でも特に“呉らしさ”を有し、本市の景観形成において重要な役割を果たすと考えられる区域又は重点的に景観の保全・形成に取り組むことが必要な区域

景観地区

都市計画区域又は準都市計画区域内において、積極的に良好な景観の形成を図るため、建築物の形態、意匠、高さ、壁面の位置等について、具体的な基準を定めて規制を行う区域

景観重要建造物

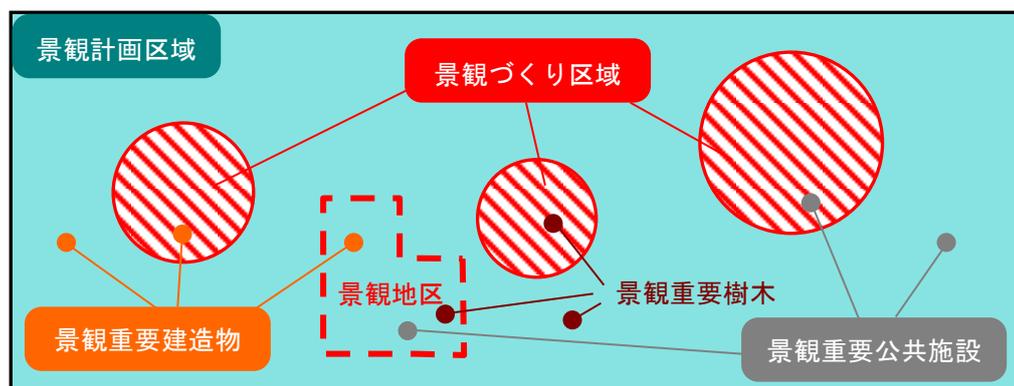
本計画に定める指定の方針に即して呉市長が指定する良好な景観の形成に重要な建造物。呉市長の許可なく現状の変更をすることはできない。

景観重要樹木

本計画に定める指定の方針に即して呉市長が指定する良好な景観の形成に重要な樹木。呉市長の許可なく当該樹木の伐採・移植をすることはできない。

景観重要公共施設

道路，河川，都市公園，海岸，港湾，自然公園等の公共施設のうち，良好な景観の形成に重要なものとして景観計画においてその整備基準等を定めることができる公共施設



▲呉市景観計画の概念図

景観整備機構

景観法に規定する様々な業務を行う組織。景観法第92条第1項の規定に基づき，呉市長が指定する。

- 【主な業務】
- ・良好な景観形成に関する事業を行うものに対する支援
 - ・良好な景観形成に関する調査・研究
 - ・管理協定に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の管理

【指定される団体】 特定非営利活動法人等の公益法人であって，上記の業務を適性かつ確実に行うと認められるもの。

景観協議会

景観行政団体，景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織された協議会で，景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行う。

なお，協議会には，必要に応じて，関係行政機関，観光関係団体，商工関係団体，農林漁業団体，公益事業者，住民等を加えることができる。